

令和6年8月29日

まちづくり委員会資料

公園内における喫煙の取り扱いに係わる
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施について

1. 背景

(1) 背景

公園は不特定多数が利用する施設であり、望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等を整理するため、**禁煙化の試行を行い、喫煙の取扱いについて検討しました。**

(2) 現状の公園内における喫煙の対応

川崎市の公共施設における喫煙については「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われていますが、**屋外施設（公園、道路等）は禁煙の対象になっていないため、公園内において、喫煙を禁止していません。**

現在、公園内での喫煙については**公園利用者のマナー**として、**他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置**をしているところです。

2. 試行の内容

(1) 期間

令和6年3月1日（金）～4月30日（火）、
61日間

(2) 内容

- ・ 試行期間中、対象公園を全面禁煙化。
- ・ 対象公園で、「公園内における受動喫煙の考え方」について、公園利用者に手渡しアンケートを実施。

(3) 対象公園

	公園名	所在地	種別	面積(m ²)
1	等々力緑地	中原区等々力1-1	総合	435,914
2	大師公園	川崎区大師公園1	地区	87,956
3	西菅公園	多摩区菅北浦4-13	近隣	20,000
4	東渡田第2公園	川崎市鋼管通1-8-1	街区	2,154
5	東田公園	川崎区東田町3-25	街区	3,221
6	こすぎコアパーク	中原区小杉町3-1302	街区	1,100

3. 試行の結果

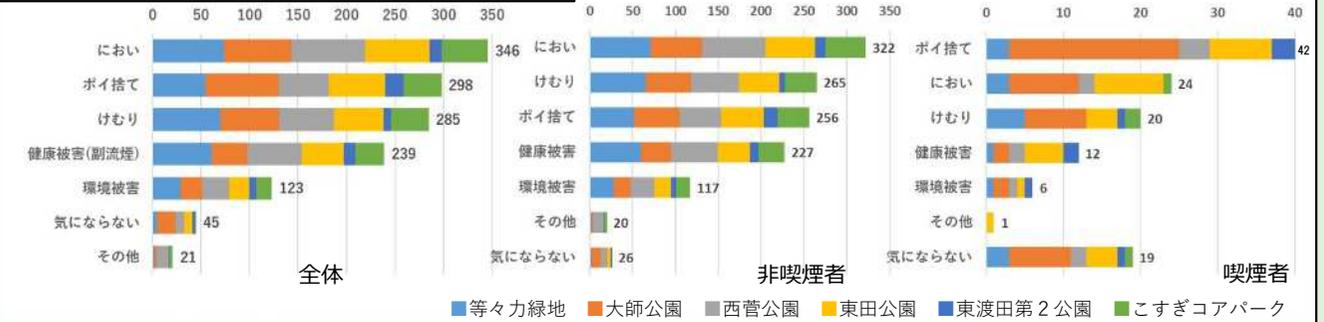
(1) アンケートの回答（回答者数518人）

喫煙習慣の割合 吸わない（禁煙した）：85% よく吸う：11% たまに吸う：4%

公園での喫煙をどう思いますか？



喫煙のどういうところが気になりますか？



(2) 試行期間中に寄せられた声

- ・ 吸い殻をポイ捨てする人もいて、見かけたら注意するようにしているが、**看板やポスターがあると利用者からも注意しやすい。**
- ・ 非喫煙者に迷惑をかけてまで吸おうとは思っていないが、**大きい公園は吸える場所は設けてほしい。**
- ・ 禁煙にしても喫煙する人は必ずいる。タバコは法で規制されない以上は**上手に分煙、喫煙所を設置するべき。**

(3) まとめ

- **身近な公園や規模の小さい公園では、禁煙を望む意見が多い。**
- **大規模な公園や特殊な立地の公園は、一定のルールを定めたいうえで、分煙を望む意見が多い。**
- 公園利用者は喫煙による「におい」「けむり」「ポイ捨て」を気にする声が多い。

方針決定にあたり

- ・ **非喫煙者と喫煙者の双方の公園利用者に配慮すること**
- ・ **環境美化や安全面を意識したルールにすること**

公園内における喫煙の取り扱いに係わるパブリックコメントの実施について

4.対応方針（案）

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置。

(1) 喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方

- ・ **常駐管理者がいる公園は、喫煙スペースを設けることができる。**
- ・ ※常駐管理者がいない公園は、全面禁煙。
- ・ 常駐管理者が、喫煙スペースの管理・美観維持等を行う。

(2) 喫煙可能スペースの考え方

- ・ 公園利用者の動線から離れた場所に設置
- ・ 喫煙可能スペースをコーン等で区画
- ・ 喫煙可能スペースである標識の掲示
- ・ 灰皿・目隠し（パーテーション等）の設置はしない

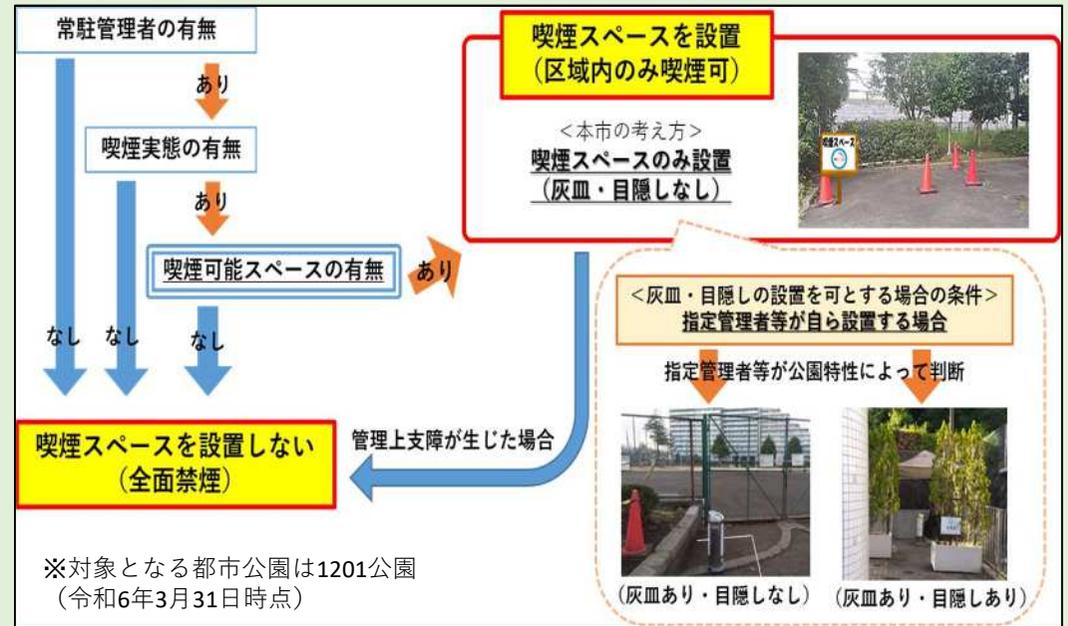


< 喫煙可能スペース設置イメージ >

(3) 常駐管理者のいる公園（18公園）

管理の形態	公園名
直営	夢見ヶ崎動物公園
指定管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
委託管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
設置管理許可	橘公園、東田公園、池上新田南緑道

(4) 喫煙可能スペース導入のフロー



5.都市公園条例の改正について

目的：都市公園条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、公園ルールを分かりやすい形で周知・案内でき、実効性の担保が望めること。

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「**喫煙**」を加えます。

< 参考：川崎市都市公園条例で禁止されている行為の例 >

- ・ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・ 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- ・ 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ・ 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- ・ 上記のほか都市公園の管理に支障がある行為をすること。

※都市公園条例で禁止された行為に違反した者に対しては、50,000円以下の過料を科する対象となります

6.スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
条例改正	●委員会報告				●条例改正の提案				
パブリックコメント		意見募集 (9/4～10/4)	結果の整理・検討		●パブコメ結果の報告				
運用準備						全公園で周知・啓発			

（条本例格施行施）

緑化フェア

公園内における喫煙の取り扱いについて ～市民の皆様から意見を募集します～

- 本市では、都市公園法の規定に基づき、本市都市公園の設置又は管理について、必要な事項を定めることを目的として、「川崎市都市公園条例」を定めています。
- 公園での子ども等の望まない受動喫煙の防止等に向け、市内6公園で「全面禁煙化」の試行を実施し、アンケート結果や寄せられた意見により、公園内での受動喫煙対策のほか、タバコの火による安全面やポイ捨てなどの課題に対する考え方を整理してまいりました。
- これを踏まえ、本市での公園内における喫煙の取り扱いについて、市民の皆様から広く意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和6年9月4日（水）から10月4日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和6年10月4日（金）消印有効

※ 持参の場合は、10月4日（金）17時15分まで

2 資料の閲覧について

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。また、以下の場所でも御覧いただけます。

- (1) かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎17階）
- (4) 市民館・図書館
- (5) 各区役所道路公園センター
- (6) 公園管理事務所等

（富士見公園クラブハウス・東田公園コミュニティハウスさくら・緑化センター管理事務所・等々力球場インフォメーション・等々力緑地Uvanceとどろきスタジアム by Fujitsu メインスタンド1階管理事務所・生田緑地東口ビジターセンター・生田緑地西口サテライト・生田緑地整備事務所・大師公園管理事務所・夢見ヶ崎動物公園事務所・橘公園 TACHIBANA HUT・早野聖地霊園事務所・緑ヶ丘霊園事務所）

3 意見の提出方法

御意見は、意見提出フォーム（市ホームページ）、郵送、FAX、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※意見提出フォームは、川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。

※いただいた個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取扱います。

4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市建設緑政局みどりの管理課

電話：044（200）2394

FAX：044（200）3973